

五城目町からのお知らせ

中小企業事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症が町の経済に甚大な影響を及ぼし続けていることから、町内の商工業者の皆様へ、事業継続のための支援金を支給します。

支給額 **20**万円 対象者：法人（中小企業）
10万円 対象者：法人を除く事業主（個人事業主など）

支給対象者

令和3年12月31日以前から事業収入（売上）を得ていて、

法人の場合は

令和4年1月1日以前から引き続き3ヶ月以上五城目町に事業所を置き、五城目町の令和4年度法人町民税が課税される中小企業であること。

法人を除く事業主の場合は

令和4年1月1日以前から引き続き3ヶ月以上五城目町の住民基本台帳に登録があること。

申請手続き

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の書類を郵送でご提出ください。

- (1) 中小企業事業継続支援金支給申請書（兼請求書）
- (2) 本人確認書類の写し（個人事業主に限る）
- (3) 振込先口座の通帳の写し
- (4) 確定申告書の写し

法人の場合 直近の確定申告書別表1

法人を除く事業主の場合 令和3年分確定申告書第一表か令和4年度分町民税・県民税申告書

※申請用紙は、五城目町ホームページからダウンロードできるほか、朝市ふれあい館と五城目町役場にも準備しています。

申請期間

令和4年4月11日から6月30日まで

申請書の送付先

〒018-1792

五城目町西磯ノ目1丁目1-1

五城目町役場商工振興課

お問い合わせ と 回答

質問 1 支給対象となりうる事業の種類を具体的に教えてください。

回答 具体的には次のとおりです。不明な場合は役場商工振興課にお電話ください。

支給対象となりうる事業

右の「支給対象とならない事業」以外で、事業収入（売上）を得ている方

※例えば、
農業（法人）
建設業
製造業
小売業
保険業
宿泊業
飲食サービス業
医療、福祉
サービス業など

支給対象とならない事業

農業（個人）
生産森林組合
金融業
郵便局（簡易郵便局を含む）
政治団体
農業協同組合
漁業協同組合
森林組合
事業協同組合
一般社団法人
非営利団体
宗教団体
社会福祉法人など

※暴力団関係者、性風俗関連特殊営業や当該業務に係る接客業務受託営業は対象外

質問 2 令和 3 年に起業しました。

回答 【法人】売上台帳など売上がわかるものを申請書に添付してください。

【法人を除く事業主】令和 3 年分確定申告書第一表か令和 4 年度分町民税・県民税申告書を添付してください。

質問 3 支援金の支給要件はありますか。

回答 申請の後、1 年以上事業を継続する意志があることが必要です。また、1 事業主 1 回限りの支給となります。

中小企業事業継続支援金 に関するお問い合わせは
五城目町役場商工振興課 電話 018-852-5222 まで